

最終更新日:2016年11月11日

三井物産株式会社

代表取締役社長 安永 竜夫

問合せ先:IR部 03-3285-7910

証券コード:8031

<http://www.mitsui.com/jp/ja/ir/index.html>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の構築にあたり、「透明性と説明責任の向上」及び「経営の監督と執行の役割分担の明確化」を重視しています。「透明性と説明責任の向上」のために、当社は、社外取締役及び社外監査役の視点を入れての経営監督及び監視機能の強化を図るとともに、情報開示に係る内部統制体制を整備し、公正開示の原則の下、役職員が説明責任の遂行にあたることとしています。また、「経営の監督と執行の役割分担の明確化」のために当社は執行役員に業務執行の権限を大幅に委譲した上で、取締役会が執行役員の業務執行を監督します。国内の15営業本部及び海外の3地域本部のそれぞれを統括する営業本部長及び地域本部長は、同時に執行役員でもあり、連結グループの機動性のある業務執行にあたります。

当社は、監査役による監査機能の実効性を高める一方、会社業務に通曉した社内取締役を中心とした実態に即した経営が総合商社の業態に必要であると判断し、監査役会設置会社の形態によるコーポレート・ガバナンスを採用する一方、「透明性と説明責任の向上」、及び「経営の監督と執行の役割分担の明確化」を担保するため、社外取締役・社外監査役の参画を得た各種諮問機関の設置などを通じて実効性の高いコーポレート・ガバナンスを実現します。株主をはじめとするステークホルダーのために有効なコーポレート・ガバナンスを実現するため、以下の体制を構築し、維持しています。

(a)取締役会は経営執行及び監督の最高機関であり、その機能の確保のために、当社は取締役の人数を実質的な討議を可能とする最大数にとどめるものとしています。また、社外取締役・社外監査役が委員として参加する諮問機関としてガバナンス委員会、指名委員会、報酬委員会を取締役会の下に設置しています。

(b)監査役は株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査します。この目的のため、監査役は社内の重要会議への出席、各種報告の検証、会社業務の調査など多面的かつ有効な監査活動を展開し、必要な措置を適時に講じます。

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方と方針については、「三井物産コーポレート・ガバナンス及び内部統制原則」としてまとめ当社ウェブサイトに公表しています。

(http://www.mitsui.com/jp/ja/company/outline/governance/system/pdf/corp_gov.pdf)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードに制定されている原則について、すべて実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

<原則1-4:政策保有株式>

当社は、上場株式の取得・保有について、「三井物産コーポレート・ガバナンス及び内部統制原則」の「第一章 III.1.上場株式の取得・保有に関する方針」に記載していますので、参照願います。

(http://www.mitsui.com/jp/ja/company/outline/governance/system/pdf/corp_gov.pdf)

<原則1-7:関連当事者取引>

当社は、関連当事者間の取引について、「三井物産コーポレート・ガバナンス及び内部統制原則」の「第一章 III.2.関連当事者間の取引」に記載していますので、参照願います。

<原則3-1(i):経営理念、経営計画>

当社の経営理念については、「三井物産コーポレート・ガバナンス及び内部統制原則」の序章に記載しているほか、当社ウェブサイトにても公表していますので、参照願います。

当社ウェブサイト「経営理念」

(<http://www.mitsui.com/jp/ja/company/outline/idea/index.html>)

また、中期経営計画につきましても当社ウェブサイトにて公表していますので、参照願います。

当社ウェブサイト「経営計画」

(<http://www.mitsui.com/jp/ja/company/outline/management/plan/index.html>)

<原則3-1(ii):ガバナンスに関する考え方、方針>

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方と方針につきましては、「三井物産コーポレート・ガバナンス及び内部統制原則」に記載しているほか、本報告書の「I.1. 基本的な考え方」及び有価証券報告書等に開示していますので、参照願います。

<原則3-1(iii):役員報酬決定方針、手続>

取締役会が取締役及び執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続きにつきましては、本報告書の「II.1.【取締役関係】及び【取締役報酬関係】」及び有価証券報告書等にて開示していますので、参照願います。

<原則3-1(iv):役員選任方針、手続>

取締役及び監査役の選任に関する方針・手続きにつきましては、本報告書の「II.2.1.コーポレート・ガバナンス体制」にて開示していますので、参照願います。

<原則3-1(v):個々の役員の選任理由>

当社は、個々の取締役及び監査役の選任理由について、「株主総会招集ご通知」にて開示のうえ、当社ウェブサイトに掲載しています。

当社ウェブサイト「株主総会招集通知」

(http://www.mitsui.com/jp/ja/ir/library/business/_icsFiles/afieldfile/2016/05/17/ja_97th_shoshu.pdf)

<原則4-1(1):経営陣に対する委任の範囲>

当社は、経営陣に対する委任の範囲について、「三井物産コーポレート・ガバナンス及び内部統制原則」の「第一章 II.1.(1) 取締役会の役割」に記載していますので、参照願います。

<原則4-8:社外取締役1/3以上に向けた取組方針>

本報告書の「II.2.1.コーポレート・ガバナンス体制」を参照願います。

<原則4-9:社外役員の独立性判断基準>

社外取締役及び社外監査役の当社からの独立性に関する基準につきましては、「三井物産コーポレート・ガバナンス及び内部統制原則」の「第一章 II.3. 社外役員の独立性の基準」に定めているほか、本報告書の「II.1.【独立役員関係】」に開示していますので、参照願います。

<原則4-11(1):取締役会メンバー構成と選任方針・手続>

当社は、取締役会メンバー構成と選任方針・手続について、「三井物産コーポレート・ガバナンス及び内部統制原則」の「第一章 II.1.(10) 取締役の選任」に定めているほか、本報告書の「II.2.1.コーポレート・ガバナンス体制」にて開示していますので、参照願います。

<原則4-11(2):社外役員の兼任状況>

取締役及び監査役並びにそれらの候補者の重要な兼職の状況につきましては、本報告書の「II.1.【独立役員関係】」に記載しているほか、「株主総会招集ご通知」の参考書類、事業報告、有価証券報告書等の開示書類において、毎年開示を行っています。

<原則4-11(3):取締役会の実効性に関する分析・評価の概要>

当社は、毎年、各取締役の自己評価なども踏まえ、取締役会の実効性について、分析・評価を行い、その結果の概要を開示することを「三井物産コーポレート・ガバナンス及び内部統制原則」に記載しています。2016年3月期の結果につきましては、本報告書の「II.2.1.(a)(iv)取締役会の実効性の評価」に開示していますので、参照願います。

<原則4-14(2):役員に対するトレーニングの方針>

当社は、取締役及び監査役に対するトレーニングについて、「三井物産コーポレート・ガバナンス及び内部統制原則」の「第一章 II.1.(12)取締役に対するトレーニングの方針及びII.2.(5)監査役に対するトレーニングの方針」に定めているほか、本報告書の「II.2.1.コーポレート・ガバナンス体制」にて開示していますので、参照願います。

<原則5-1:株主との建設的対話促進の為の取組方針>

当社は、株主との建設的対話促進の為の取組方針及び取組状況について、「三井物産コーポレート・ガバナンス及び内部統制原則」の「第一章 II.5.株主その他利害関係者に関する施策」に記載のほか、本報告書の「III.2.IRに関する活動状況」及び「V.2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」にて開示していますので、参照願います。なお、「投資家に対する開示の基本原則」についても、当社ウェブサイトにて公表しています。

「投資家に対する開示の基本原則」

(<http://www.mitsui.com/jp/ja/company/outline/governance/ethics/index.html>)

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	125,102,700	6.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	86,215,400	4.79
株式会社三井住友銀行	38,500,000	2.14
日本生命保険相互会社	35,070,840	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	26,693,900	1.48
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エス エー エヌブイ 10	24,945,419	1.38
三井住友海上火災保険株式会社	24,726,000	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	24,076,300	1.34
ステート ストリート バンク ウエスト クライアント トリーティー 505234	22,054,788	1.22
第一生命保険株式会社	20,444,500	1.13

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明更新

過去3連結会計年度において関東財務局長に提出された以下の大量保有報告書及び大量保有報告書の変更報告書について、当社として事業年度末現在(2016年3月31日現在)の実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、各大量保有者による報告は、共同保有者の保有分を含みます。

名称/報告義務発生日/保有株券等の数/保有株式割合
ブラックロック・ジャパン株式会社/2014年3月31日/113,908,731/6.23%
ブラックロック・ジャパン株式会社/2016年7月29日/93,768,268/5.22%
株式会社みずほ銀行/2016年10月14日/103,960,540/5.79%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部、札幌 既存市場、福岡 既存市場
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、親会社及び上場子会社のいずれも有していません。
その他、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	14名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野中 郁次郎	学者								○	△		
武藤 敏郎	他の会社の出身者											
小林 いづみ	他の会社の出身者								○	○		
ジェニファー ロジャーズ	他の会社の出身者											
竹内 弘高	学者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野中 郁次郎	○	野中氏が2009年から代表理事を務める一般社団法人野中インスティテュート・オブ・ナレッジに対して、当社は人材育成に関する研修費用を支払い、また、2014年3月期において寄付金を支払いましたが、各事業年度における年間の支払額及び寄付金の額はいずれも当社の定める社外役員の独立性の基準におけるコンサルタント等の専門的サービスを提供する者に対する報酬の基準額並びに寄付及び助成金の基準額を下回っていることから、同	同氏(2007年6月就任)には、長年に亘り、国際企業戦略の専門家として培ってきた経営に関する高い見識と監督能力を当社の経営に活かすとともに、独立の立場から経営を監督することを期待して選任しています。同氏は、「上場管理等に関するガイドラインIII 5.(3)の2」に示される5つの事項に該当せず、かつ、当社の定める社外役員の独立性の基準を満たしていることから、独立役員として指定しています。

			氏の独立性に影響を及ぼすおそれはない と判断しています。
武藤 敏郎	○	—	同氏(2010年6月就任)には、長年に亘り、財務省及び日本銀行において培ってきた財政・金融その他経済全般に亘る高い見識を当社の経営に活かすとともに、独立の立場から経営を監督することを期待して選任しています。同氏は、「上場管理等に関するガイドラインIII 5.(3)の2」に示される5つの事項に該当せず、かつ、当社の定める社外役員の独立性の基準を満たしていることから、独立役員として指定しています。
小林 いずみ	○	小林氏が2007年5月から2009年4月まで及び2015年4月から副代表幹事を務める公益財団法人経済同友会に対して、当社は会費及び寄付金を支払っていますが、各事業年度における年間の支払額はいずれも当社の定める社外役員の独立性の基準における寄付及び助成金の基準額を下回っていることから、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれないと判断しています。	同氏(2014年6月就任)には、長年に亘り、民間金融機関及び国際開発金融機関の代表として国内外で培ってきた幅広い知識・経験を当社の経営に活かしていただけることを期待して選任しています。同氏は、「上場管理等に関するガイドラインIII 5.(3)の2」に示される5つの事項に該当せず、かつ、当社の定める社外役員の独立性の基準を満たしていることから、独立役員として指定しています。
ジェニファー ロジャーズ	○	—	同氏(2015年6月就任)には、長年に亘り、国際金融機関において培ってきたグローバルな視点や、日本企業における勤務経験等を通じて培ってきた知識・経験を当社の経営に活かすとともに、独立の立場から経営を監督することを期待して選任しています。同氏は、「上場管理等に関するガイドラインIII 5.(3)の2」に示される5つの事項に該当せず、かつ、当社の定める社外役員の独立性の基準を満たしていることから、独立役員として指定しています。
竹内 弘高	○	竹内氏が2013年6月から取締役を務める株式会社t-labに対して、当社は人材育成に関するアドバイザリー報酬及び研修費用を支払っていますが、各事業年度における年間の支払額はいずれも当社の定める社外役員の独立性の基準におけるコンサルタント等の専門的サービスを提供する者に対する報酬の基準額を下回っています。また同氏が、2010年7月から教授を務めるハーバード大学経営大学院に対して、当社は人材育成に関する業務を委託していますが、同大学院は当社または当社連結子会社を当社の独立性の基準における主要な取引先としておらず、同大学院は当社の独立性の基準における当社または当社連結子会社の主要な取引先にも該当しません。以上から、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれないと判断しています。	同氏(2016年6月就任)には、長年に亘り、国際企業戦略の専門家として培ってきた、経営に関する高い見識と監督能力を当社の経営に活かすとともに、独立の立場から経営を監督していただけることを期待して選任しています。同氏は、「上場管理等に関するガイドラインIII 5.(3)の2」に示される5つの事項に該当せず、かつ、当社の定める社外役員の独立性の基準を満たしていることから、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	3	2	0	0
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	3	2	0	0

補足説明

当社は、取締役会の諮問委員会として任意に上記の指名委員会、報酬委員会に加え、ガバナンス委員会を設置しています。各委員会の委員は取締役会決議により選任されています。各委員会の構成、目的、事務局及び2016年3月期の開催状況は以下のとおりです。

-「ガバナンス委員会」(事務局:経営企画部)

構成:会長(委員長)、社長、社外取締役3名、社内取締役1名、社外監査役1名

目的:当社全体のコーポレート・ガバナンスの状況や方向性等につき社外役員の視点を交えて検討する。

当委員会は2016年3月期に合計3回開催し、当社ガバナンスのあり方、「三井物産コーポレート・ガバナンス及び内部統制原則」の改正及び取締役会の実効性評価につき討議を行い、その結果を答申しました。

-「指名委員会」(事務局:人事総務部)

構成:社外取締役2名(うち1名委員長)、社長、社内取締役2名

目的:当社取締役・執行役員の指名に関して、その選定基準や選定プロセスを策定し、また、取締役人事案に対する評価を行う。

当委員会は、2016年3月期に合計3回開催し、当社取締役・執行役員の選定基準・プロセスのレビューを行うとともに、取締役候補者は同選定基準に合致している旨、答申しました。

-「報酬委員会」(事務局:人事総務部)

構成:社外取締役2名(うち1名委員長)、社長、社内取締役2名

目的:当社取締役・執行役員の報酬・賞与に関し、その体系・決定プロセスの検討並びに取締役報酬案に対する評価を行う。

当委員会は2016年3月期に1回に開催し、当社取締役・執行役員の報酬体系のレビューを実施したほか、株主総会決議に基づく取締役月額報酬の限度内での社外取締役の報酬決定を答申しました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、期末において会計監査人より会計監査及び内部統制監査の手続並びに監査結果の概要につき報告を受け、意見交換を行います。監査役は、期中において会計監査人との月例連絡会議を開催し、会計監査人の監査計画・重点監査項目・監査状況等の報告を受け、情報交換を図ると共に、有効かつ効率的な会計監査及び内部統制監査の遂行について協議します。

常勤監査役は、効率的な監査の遂行のため内部監査部と都度情報交換を行うほか、内部監査部の定例内部監査の講評会に原則として全て出席しています。内部監査部長は、内部監査の計画及び実績を定期的に監査役会に報告します。監査役は、必要に応じ、内部監査部及びその他内部統制を所管する部署に対して、内部統制システムの状況及びリスク評価等について報告を求め、また、監査への種々協力を求めます。

当社の会計監査人は有限責任監査法人トーマツです。会計監査人に対する報酬等の内容、非監査業務の内容、監査報酬の決定方針については「II.2.3.監査報酬の内容等」をご参照ください。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡辺 裕泰	学者													
松山 遙	弁護士													
小津 博司	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

- | 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡辺 裕泰	○	—	同氏(2009年6月就任)には、主に財務省において、また、大学院教授として、培ってきた知識・経験に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明することを期待して選任しています。同氏は、「上場管理等に関するガイドラインIII 5.(3)の2」に示される5つの事項に該当せず、かつ、当社の定める社外役員の独立性の基準を満たしていることから、独立役員として指定しています。
松山 遙	○	—	同氏(2014年6月就任)には、主に弁護士として培ってきた知識・経験に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明することを期待して選任しています。同氏は、「上場管理等に関するガイドラインIII 5.(3)の2」に示される5つの事項に該当せず、かつ、当社の定める社外役員の独立性の基準を満たしていることから、独立役員として指定しています。
小津 博司	○	—	同氏(2015年6月就任)には、主に検事として培ってきた知識・経験に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明することを期待して選任しています。同氏は、「上場管理等に関するガイドラインIII 5.(3)の2」に示される5つの事項に該当せず、かつ、当社の定める社外役員の独立性の基準を満たしていることから、独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数

8名

その他独立役員に関する事項

1. 当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

2. 社外取締役・監査役の選任基準、社外役員の独立性の基準及び機能、役割

<社外取締役>

- 投融资案件を始めとする取締役会議案審議に必要な広汎な知識と経験を具备し、或いは経営の監督機能発揮に必要な出身分野における実績と見識を有することを選任基準としています。

- 当社は社外取締役候補者の選定に当たり、経営の監督機能を遂行するため、当社からの独立性の確保を重視しています。また、多様なステークホルダーの視点を事業活動の監督に取り入れる観点から、その出身分野・性別等の多様性に留意しています。

- 当社が多岐にわたる業界・企業と商取引関係を有する総合商社であることから、個々の商取引において社外取締役との利益相反などの問題が生じる可能性もありますが、このような問題に対しては取締役会の運用・手続にて適切に対処しています。

<社外監査役>

当社は、社外監査役を監査体制の中立性及び独立性を一層高める目的を持って選任しており、社外監査役に対しては、その独立性を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することを特に期待しています。社外監査役の選定に際しては、監査役会は、本報告書の「II.2.1.コード・ガバナンス体制」に定める選任基準に加え、会社との関係、経営者及び主要な職員との関係等を勘案して独立性に問題がないことを確認しています。

<社外役員の独立性の基準>

当社における社外取締役または社外監査役(以下併せて「社外役員」という)のうち、以下の各号のいずれにも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断されるものとします。

(1)現在及び過去10年間において当社または当社連結子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人、従業員、理事等(以下「業務執行者」という)であった者

(2)当社の総議決権数の10%以上を直接もしくは間接に有する者または法人の業務執行者

(3)当社または当社連結子会社を主要な取引先とする者(※1)またはその業務執行者

※1 当該取引先が直近事業年度における年間取引高(単体)の5%以上の支払いを当社または当社連結子会社から受けた場合または当該取引先が直近事業年度における連結総資産の5%以上の金銭の融資を当社または当社連結子会社より受けている場合、当社または当社連結子会社を主要な取引先とする者とする。

(4)当社または当社連結子会社の主要な取引先(※2)またはその業務執行者

※2 当社または当社連結子会社が直近事業年度における当社の年間連結取引高の2%以上の支払いを当該取引先から受けた場合または当該取引先が当社または当社連結子会社に対し当社の連結総資産の2%以上の金銭を融資している場合、当該取引先を当社または当社連結子会社の主要な取引先とする。

(5)当社もしくは当社連結子会社の会計監査人またはその社員等

(6)当社より、役員報酬以外に直近の事業年度において累計1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公

- 認会計士等の専門的サービスを提供する者(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
(7)直近事業年度において当社または当社連結子会社から年間1,000万円以上の寄付・助成等を受けている者または法人の業務執行者
(8)過去3年間において(2)から(7)に該当する者
(9)現在または最近において当社または当社連結子会社の重要な業務執行者(社外監査役については、業務執行者でない取締役を含む)の配偶者もしくは二親等以内の親族(以下「近親者」という)
(10)現在または最近において(2)から(7)のいずれかに該当する者(重要でない者を除く)の近親者

3. 2016年3月期の活動状況

<社外取締役>

野中郁次郎氏は、2016年3月期に開催された取締役会16回全てに出席し、国際企業戦略の専門家として培ってきた経営に関する高い見識等に基づき、発言を行いました。また、同氏は、取締役会の諮問機関であるガバナンス委員会の委員及び指名委員会の委員長を務めました。

武藤敏郎氏は、2016年3月期に開催された取締役会16回全てに出席し、財務省及び日本銀行において培ってきた財政・金融その他経済全般に亘る高い見識等に基づき、発言を行いました。また、同氏は、取締役会の諮問機関である報酬委員会の委員長を務めました。

小林いずみ氏は、2016年3月期に開催された取締役会16回全てに出席し、民間金融機関及び国際開発金融機関の代表として培ってきた幅広い知識・経験に基づき、発言を行いました。また、同氏は、取締役会の諮問機関であるガバナンス委員会及び報酬委員会の委員を務めました。

ジェニファー ロジャーズ氏は、2015年6月に取締役に就任した後に開催された取締役会14回全てに出席し、国際金融機関において培ってきたグローバルな視点や、日本企業における勤務経験を通じて培ってきた知識・経験に基づき、発言を行いました。また、同氏は、取締役会の諮問機関であるガバナンス委員会の委員を務めました。

竹内弘高氏は、2016年6月に取締役に就任したため、2016年3月期の活動はありません。

なお、2016年6月21日開催の株主総会終結の時を以て退任した平林博氏は、2016年3月期に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、わが国の外交官として培ってきた国際経験・知識等に基づき、発言を行いました。また、同氏は、取締役会の諮問機関である指名委員会の委員を務めました。

<社外監査役>

渡辺裕泰氏は、2016年3月期に開催された取締役会16回のうち14回に出席し、また、監査役会18回のうち16回に出席し、主に財務省において、また、大学院教授として、培ってきた経験・見地から発言を行いました。

松山遙氏は、2016年3月期に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、また、監査役会18回全てに出席し、主に弁護士として培ってきた経験・見地から発言を行いました。また、同氏は、取締役会の諮問機関であるガバナンス委員会の委員を務めました。

小津博司氏は、2015年6月に監査役に就任した後に開催された取締役会14回全てに出席し、また、監査役会14回全てに出席し、検事、弁護士として長年培ってきた経験・見地から発言を行いました。

4. 主な兼任状況(2016年6月21日現在)

<社外取締役>

野中郁次郎氏:トレンドマイクロ(株)(社外取締役)

小林いずみ氏:ANAホールディングス(株)(社外取締役)、サントリーホールディングス(株)(社外取締役)

竹内弘高氏:(株)グリーンペプタイド(社外取締役)

<社外監査役>

渡辺裕泰氏:(株)乃村工藝社(社外監査役)、石油資源開発(株)(社外監査役)

松山遙氏:(株)T&Dホールディングス(社外取締役)、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ(社外取締役)、(株)バイテックホールディングス(社外取締役)

小津博司氏:トヨタ自動車(株)(社外監査役)

5. 所有株式数(2016年3月31日現在)

<社外取締役>

野中郁次郎氏:19,594株

武藤敏郎氏:9,966株

小林いずみ氏:1,337株

ジェニファー ロジャーズ氏:1,046株

竹内弘高氏:0株

<社外監査役>

渡辺裕泰氏:4,504株

松山遙氏:69株

小津博司氏:308株

社外役員の当社株式所有状況は上記のとおりですが、社外役員の独立性に影響を及ぼすおそれないと判断しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

1. 取締役(社外取締役を除く)賞与は、連結当期利益(親会社の所有者に帰属)に基づく業績連動賞与フォーミュラ(報酬委員会による諮問を経て適切である旨の答申を受け、取締役会で決定されたフォーミュラ)に則り決定します。詳細は「II.1.【取締役報酬関係】」を参照願います。

2. 当社取締役(社外取締役を除く)に対し、普通株式500,000株を年間の上限として、年額5億円の範囲で、権利行使期間を新株予約権の割当日を3年経過した日の翌日から27年間、行使価格を1円とした株価条件付株式報酬型ストックオプションを付与しています(2014年6月20日定時株主総会決議)。また、取締役を兼務しない執行役員に対し、同種類のストックオプションを当社取締役会の決議により発行しています。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

取締役(社外取締役を除く)及び執行役員が株価変動によるメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、中長期的な業績と企業価値の持続的な向上への貢献を一層高めるよう、役員報酬の一部として株価条件付株式報酬型ストックオプションを付与しています。付与対象者は、株価条件として、割当日から3年間の当社株価成長率がTOPIX(東証株価指数)成長率と同じか、または上回った場合のみ、割り当てられた新株予約権を全て行使することができ、当社株価成長率がTOPIX成長率を下回った場合には、その度合いに応じ、割り当てられた募集新株予約権の一部しか行使することができません。

<株価条件の詳細>

1.当社株価成長率*1)がTOPIX(東証株価指数)成長率*2)と同じ、または上回った場合、付与された新株予約権を全て行使できる。

2.当社株価成長率がTOPIX成長率を下回った場合、付与された新株予約権の内の一部*3)しか行使出来ない。

*1) 割当日から権利行使期間開始日までの3年間の当社株価成長率で、以下の式で算出。

A: 権利行使期間開始日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値

B: 新株予約権の割当日以後、権利行使期間開始日までの間ににおける当社普通株式1株当たりの配当金の総額

C: 新株予約権割当日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値

当社株価成長率 = (A+B) ÷ C

*2) 割当日から権利行使期間開始日までの3年間のTOPIX成長率で、以下の式で算出。

D: 権利行使期間開始日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所におけるTOPIXの終値平均値

E: 新株予約権割当日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所におけるTOPIXの終値平均値

TOPIX成長率 = D ÷ E

*3) 行使できる新株予約権の個数 = 付与された新株予約権の個数 × (当社株価成長率 ÷ TOPIX成長率)

なお、提出日現在における新株予約権の目的となる株数の総数は以下のとおりです。

株価条件付株式報酬型ストックオプション(取締役、執行役員対象、1個100株) : 877,600株

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬等の額については、総額と内訳を事業報告及び有価証券報告書に記載し、これらを当社ウェブサイトに掲載し、公衆の縦覧に供しています。また、有価証券報告書では、連結報酬等の総額が1億円以上の個別役員毎の報酬についても記載しています。

(a) 2016年3月期に係る取締役及び監査役の報酬等の額は、以下のとおりです。

役員区分/支給員数/基本報酬/賞与/ストックオプション/退職慰労金/支給総額

取締役(社外取締役を除く)/12名/715百万円/0円/94百万円/108百万円/917百万円

監査役(社外監査役を除く)/4名/127百万円/-/-/-/127百万円

社外役員/9名/107百万円/-/-/-/107百万円

合計/25名/949百万円/0円/94百万円/108百万円/1,151百万円

(注)1.株主総会決議による役員報酬限度額は、取締役分月額総額70百万円(2007年6月22日定時株主総会決議)、監査役分月額総額20百万円(2007年6月22日定時株主総会決議)、及び上記と別枠での取締役(社外取締役を除く)に対する賞与総額5億円(2007年6月22日定時株主総会決議)及び株価条件付株式報酬型ストックオプション付与年額総額5億円(2014年6月20日定時株主総会決議)です。なお、株価条件付株式報酬型ストックオプションは普通株式500,000株を年間の上限とし、新株予約権の割当日を3年経過した日の翌日から27年間を権利行使期間、行使価格を1円として当社取締役(社外取締役を除く)に対して付与されます。

(注)2.上記退職慰労金は当該制度廃止前に支給が決定されていたもので、2016年3月期に支給となったものです。

(注)3.上記金額のほかに、退任した役員に対し役員年金(当該制度廃止前に支給が決定されていたもの)として、取締役126名分総額581百万円、監査役18名分総額59百万円を2016年3月期中に支払いました。

(b) 2016年3月期に係る個別役員毎(連結報酬等の総額が1億円以上である者に限る)の報酬等の額は、以下のとおりです。

氏名/役員区分/会社区分/基本報酬/賞与/ストックオプション/退職慰労金/支給総額

檜田 松瑠/取締役/提出会社/28百万円/-/-/108百万円/136百万円

飯島 彰己/取締役/提出会社/114百万円/0円/23百万円/-/137百万円

安永竜夫/取締役/提出会社/99百万円/0円/27百万円/-/126百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(a) 取締役(社外取締役を除く)の報酬は、社外取締役を委員長とする報酬委員会の検討結果を踏まえ、株主総会において決議された金額等の範囲において取締役会決議で決定される固定的な基本報酬と当社の当期利益(親会社の所有者に帰属)に基づく業績連動賞与(報酬委員会による諮問を経て適切である旨の答申を受け、取締役会で決定された以下のフォーミュラにより算定されます)及び中長期インセンティブ報酬としての株価条件付株式報酬型ストックオプションにより構成されます。また、取締役には退職慰労金を支給しません(但し、当該制度廃止前に支給が決定されていたものは除きます)。

(i) 賞与の総支給額

当期利益(親会社の所有者に帰属)の0.1%、または5億円、のいずれか少ない額(当期利益(親会社の所有者に帰属)がマイナス即ち「損失」の場合は、当該項目を0として計算)とする。

(ii) 賞与の個別支給額

各取締役への個別支給額は上記(i)に基づき計算された総支給額を、役職ごとに定められた下記ポイントに応じて按分した金額(10,000円未満四捨五入)とする。

(個別支給金額=総支給額×役職ポイント/役職ポイントの総和)

役職別ポイント:会長・社長(10)、副社長(7)、専務(6)、常務(5)

本報告書提出時点の役員構成において、各役職別最大支給額(当期利益(親会社の所有者に帰属)5,000億円の場合)は以下の通り。

会長・社長=5億円×10ポイント/(10ポイント×2人+7ポイント×3人+6ポイント×2人+5ポイント×2人=63ポイント)=7,937万円

副社長=5億円×7/63ポイント=5,556万円

専務=5億円×6/63ポイント=4,762万円

常務=5億円×5/63ポイント=3,968万円

(iii)株価条件付株式報酬型ストックオプションの行使条件の詳細につきましては、「II.1.【インセンティブ関係】」をご参照ください。

(b)取締役(社外取締役を除く)については、1回当たりの拠出金額の上限を100万円未満とした上で、月額報酬の少なくとも10%相当の当社株を、役員持株会を通じ購入するものとしています。

(c)監査役については月例報酬のみを支給しており、業績により変動する要素はありません。月例報酬については、前述の「(個別の取締役報酬の)開示状況」の補足説明欄(a)(注)1に記載の監査役分月額総額の範囲内で監査役間の協議で決定されます。また、監査役には退職慰労金を支給しません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役は、取締役会・監査役会を通じ、内部監査・監査役監査・会計監査との相互連携や内部統制の監督・監査を行っています。具体的には、取締役会や監査役会において、内部監査結果及び内部監査計画、監査役会監査結果及び監査実施計画、並びに会計監査人のマネジメントレターの概要のほか、金融商品取引法に基づく内部統制に係る評価結果、コンプライアンス・プログラム運用状況、その他の内部統制に関する体制の整備・運営状況についても定期的に報告がなされます。上記のほか、社外監査役は、「II.2.1.コーポレート・ガバナンス体制」に記載のとおり、監査役会等の場において会計監査人及び内部監査部門より定期的にその監査活動状況・結果等について報告を受け、また意見・情報交換を行なうなど相互連携を図っています。

社外取締役・社外監査役に対しては、「II.2.1.コーポレートガバナンス体制」に記載の取締役・監査役に対するトレーニングに加え、以下のサポートを行っています。

1.社外取締役に対しては、定例及び臨時の取締役会等に先立ち、議案の資料とともに事前説明を行います。

2.社外監査役に対しては、常勤監査役及び監査役室より会社の情報を適宜提供すると共に、常勤監査役と監査役室との連絡会の要旨を伝達します。定例及び臨時の監査役会・取締役会に際しては必要に応じて資料の事前配布及び事前説明を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. コーポレート・ガバナンス体制

(a) 取締役会

(i) 取締役会の状況

・当社は、2002年4月の執行役員制導入を契機に、取締役数を2002年6月に38名から11名に減員しました。2003年6月から社外取締役を選任、2015年6月の定時株主総会以降社外取締役5名を選任しています。また、会長は当社の取締役会を招集し議長にあたります。本報告書提出時点において取締役14名のうち、執行役員を兼務する取締役は8名となっています。なお、取締役会は男性12名、女性2名(社外取締役)で構成されており、女性比率は14.3%です。

・取締役の人数は、実質的な討議が可能と判断される最大数にとどめるものとし、経営の監督と執行の役割分担の促進の観点より、増員に際しては社外取締役の増員を優先することとしています。取締役の任期は1年として毎年改選しますが、再任を妨げないものとしています。

・取締役会は、取締役会付議・報告事項に関する内規に従い、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項のほか、法令及び定款に定められた事項を決議し、また、法令に定められた事項及び重要な業務の執行状況につき報告を受けます。

・取締役会は原則毎月1回開催するほか必要に応じて随時開催します。2016年3月期は1回の臨時取締役会を含めて合計16回開催しました。

・また、すべての社外取締役により構成される社外取締役会議を定期的に開催し、経営上の重要事項について、社外取締役間、または社外取締役と社内取締役・監査役・会計監査人・執行役員等との間で情報共有・意見交換を行っています。2016年3月期は合計3回開催し、経営方針、コーポレート・ガバナンス体制及び事業ポートフォリオの状況等について、社外取締役に加え、監査役、社内取締役及び執行役員も参加し、情報交換及び意見交換を行いました。

・当社は取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会、指名委員会、報酬委員会の3つの委員会を設置しています。2015年6月に当社ガバナンス体制の強化を目的として各委員会の構成を見直しました。この結果、ガバナンス委員会の構成は過半数が社外役員となり、従来社外取締役が委員長を務めていた報酬委員会に加え、指名委員会の委員長も社外取締役となりました。本報告書提出時点の各委員会の構成等については「II.1.任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性」をご参照ください。

・当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで社外取締役の責任を限定する契約を締結しています。

(ii) 取締役選任基準及び候補者選定プロセス

当社は、以下の取締役の選任基準を勘案の上、取締役候補者を選定します。なお、候補者の選定については、指名委員会が策定した選定プロセス及び取締役の選任基準に基づく必要な要件を充足していることにつき、指名委員会の確認を得た上で行います。

- ・全人格的に優れ、当社経営幹部たる資質を備える者。
- ・強い統率力と高い倫理感を兼ね備え、遵法精神と公益に資する強い意思を持つ者。
- ・業務遂行に健康上支障の無い者。
- ・取締役として取締役会の行う「会社の業務執行に関する意思決定」と「取締役の職務執行の監督」を円滑に遂行する能力を具备する者。
- ・取締役の善管注意義務と忠実義務を全うし、「経営判断の原則」に則り会社にとって最良の判断を行う能力、先見性、洞察力に優れる者。

(iii)取締役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役の就任の際には、株主から負託された取締役に求められる役割(受託者責任)と法的責任を含む責務を果たすため、当社の事業・財務・組織等並びに会社法関連法令、コーポレート・ガバナンス及び内部統制に関して十分に理解を深める機会を設け、また、必要に応じこれらを継続的に更新する機会を設けます。

(iv)取締役会の実効性の評価

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども踏まえ、取締役会の実効性について、分析・評価を行い、その結果の概要を開示します。

2016年3月期は、取締役及び監査役全員を対象に取締役会の構成、運営状況及び自身の職責等について意見を求め、これらの意見をもとに、ガ

バランス委員会において議論したのち、取締役会にて実効性の評価を行いました。概要は以下の通りです。

- ・当社取締役会は多様性に富み、実効的な経営の監督を担保する体制が整えられている。
 - ・個々の取締役・監査役は、業務執行から独立した客観的な立場から、経営陣に対する監督・監査を行うとの取締役会の責務を理解した上で各自の知見に基づき取締役・監査役としての職責を果たしている。
 - ・取締役会が経営陣の意思決定に対し、多角的にリスクを検討した上で必要に応じて問題点の指摘を行い、社外役員からの有益な指摘に対し真摯に取り組むなど、経営に対する監督機能を十分発揮している。
- 当社では、今後も引き続き取締役会の実効性の向上に努めます。

(b) 監査役会

(i) 監査役会の状況

- ・本報告書提出時点において監査役は5名であり、常勤監査役2名と社外監査役3名（うち女性1名）から構成されています。監査役のうち1名は女性で、監査役会における女性比率は20%です。監査役会は、取締役会開催に先立ち定期的に開催されるほか必要に応じて随時開催されます。2016年3月期は合計18回開催しました。監査役は、取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、積極的に意見表明を行っています。
 - ・当社の監査役監査基準は、監査役の職責と心構え、監査体制のあり方、監査にあたっての基準及び行動の指針を定めています。監査役会は、法令、定款及び監査役会規程の定めるところにより、監査に係る重要事項について報告を受け、協議を行い、または決議をします。
 - ・監査役は、業務監査として、取締役の職務執行の監査、取締役会等の意思決定の監査、内部統制システムの整備・運用状況の監査、会計監査として、会計監査人の独立性の監視及び内部統制システムの確認、並びに、財務報告体制の監査、会計方針・会計処理等の監査、計算書類などの監査、会計監査人からの報告の監査、更に企業情報開示体制の監査にあたります。
 - ・監査役会は、重要性・適時性その他必要な要素を考慮して監査方針を立て、監査計画を作成します。有効かつ効率的な監査の実施のため、会計監査人及び内部監査部とは緊密な連携を図っています。
 - ・常勤監査役は、経営会議を始めとする社内的重要な会議または委員会に出席します。また、監査役全員による会長・社長各々との会談を定期的に開催するほか、常勤監査役は取締役及び執行役員との個別対話並びにコーポレートスタッフ部門担当役員及び部長との定例会議において報告を受け意見交換を行います。
 - ・監査役は、年初の計画に基づき、内外店及び主要な関係会社の往訪並びに関係会社の監査役等との日頃の連携を通して、関係会社管理の状況の監査を行っています。
 - ・監査役会は、岡田謙治監査役及び渡辺裕泰監査役を財務・会計に関する相当程度の知見を有する監査役として選任しています。
- 岡田謙治監査役は、1974年に当社に入社して以降、会計業務に携わり、2008年に執行役員経理部長、2011年に常務執行役員CFO、2014年に副社長執行役員CFOに就任し、2015年に現職に就任しました。
- 渡辺裕泰監査役は、財務省（及び旧大蔵省）において国税庁長官等を歴任するとともに、早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授でした。
- ・当社は、会社法第427条第1項に基づき、各監査役との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで監査役の責任を限定する契約を締結しています。
 - ・監査役の職務遂行を補助する組織として監査役室を設置し、これに必要な適正な知識、能力を有する専任スタッフを3名以上配置することとしています。

(ii) 監査役選任基準及び候補者選定プロセス

当社は、以下の選任基準を勘案の上、監査役候補者を選定します。なお、候補者の選定については、取締役が監査役と協議の上、監査役候補者の選任案を作成し、監査役会の同意を得た上でこれを行います。監査役会は、取締役が株主総会に提出する監査役の選任議案について、同意の当否を審議します。

- ・人格・見識に優れ、法律、財務・会計、企業経営その他様々な分野における卓越した能力・実績、または豊富な知見を有する者。
- ・社内監査役については、当社の実情に通じ適正な監査を行う能力を有する者。

(iii) 監査役に対するトレーニングの方針

当社は、監査役の就任の際には、株主から負託された監査役に求められる役割（受託者責任）と法的責任を含む責務を果たすため、当社の事業・財務・組織等並びに会社法関連法令、コーポレート・ガバナンス及び内部統制に関して十分に理解を深める機会を設け、また、必要に応じこれらを継続的に更新する機会を設けます。

(iv) 内部監査

- ・内部監査部は、社長の命または承認に基づき、経営目標の効果的な達成に資することを目的として、内部統制の整備・運用状況を、業務の有効性・効率性、財務報告等の信頼性、法令遵守、及び会社資産の保全の観点から評価します。また、それぞれの組織におけるリスクマネジメント、組織目標の達成に向けて経営陣等が実施する各種手段（コントロール手段）、及び組織目標の達成に向けた活動に対する経営陣による指揮・監視等のプロセス及び仕組み（ガバナンス）における各プロセスの妥当性・有効性を評価し、その改善に向けて助言・提言を行います。
- ・内部監査の独立性・客觀性を担保するため、内部監査部は社長直轄の組織としています。人員構成は、2016年3月末現在、部長1名、検査役29名、その他の監査担当職員28名、スタッフ18名の合計76名で、本店内部監査部（63名）、海外内部監査室（8名）、及び業務部業務監査室（5名）に配置しています。
- ・当社、海外店及び現地法人、子会社を中心とする内外関係会社を対象に行う定例監査においては、リスクマネジメント、経営・業務の有効性、コンプライアンス、適切な財務報告の視点から、内部監査規程等に則り独立・客觀的な評価を行います。また、複数の組織や業務プロセスに関わる課題や安全保障貿易の管理状況に係る監査といった監査目標・項目ごとの組織横断監査、機能別に行う監査や、異例の経済的損失や信用毀損を招いた、またはそのおそれが高い事象に対し、これらの事象の全貌を把握し、責任の所在を明らかにするとともに、原因究明及び再発防止に向けた施策を提言する特命検査を実施しています。また、同部は、金融商品取引法に基づき独立部署として当社全体の財務報告に係る内部統制についての評価を取り纏め、確認した上で後述のJ-SOX委員会に報告します。
- ・各年度の内部監査方針は内部監査計画とともに社長の承認を得る必要があります。内部監査は、監査対象組織に対して事前の予告をして、又は予告なしで実施します。監査人は内部監査報告書の作成に先立ち監査対象組織に対し内部監査結果の講評を行い、指摘事項については充分意見の交換を行います。監査結果は社長に報告し、改善すべき事項は改善状況の報告を求め、再評価を行います。

(v) 会計監査

- ・2016年3月期において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は佐藤嘉雄、郷田英仁、北村崇、山本道之の4名であり、全員有限責任監査法人トーマツに所属しています。また、監査業務に係わる補助者の人数は、2016年3月末現在87名であり、その構成は、公認会計士28名、日本公認会計士協会準会員等14名、その他45名となっています。
- ・当社は、連結決算の早期化及び信頼性確保のために、原則として監査業務の委託先をDeloitte Touche Tohmatsuに統一することとしています。なお、当社会計監査人は会社法監査、金融商品取引法監査、英文連結財務諸表監査を実施しています。

2. 業務執行・内部統制体制

- ・当社の経営執行における最高責任者は社長であり、国内の商品毎の営業本部長及び海外地域本部長等は、社長から業務執行上の権限を委譲され、また、社長に対して責任を負います。当社は、会社の業務執行に関する基本方針及び重要事項を審議し決定するため経営会議を設置しています。経営会議は、社長（議長）、コーポレートスタッフ部門担当役員及び社長が指名する代表取締役又は執行役員をもって構成し、原則とし

て毎週開催されます。

・上述のとおり、社長直轄の組織である内部監査部が当社の内部統制の整備・運用状況を検証します。当社は、2011年4月のNASDAQ上場廃止及び同7月のSEC登録廃止の結果、2012年3月期以降、米国企業改革法への対応から本邦基準に則った内部統制の構築へと体制が移行しました。体制移行後においても、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に示されている内部統制の基本的枠組み(フレームワーク)の下、内部統制を(1)「業務の有効性と効率性の向上」、(2)「会計基準への準拠、及び財務報告の信頼性の確保」、(3)「法令、法令に準ずる規範、並びに経営理念及びこれを反映した各種行動規範を含む社内ルールの遵守」、(4)「会社資産の保全」の4つの目的を達成し、また、「統制環境」「リスクの評価」「統制活動」「情報と伝達」「監視活動(モニタリング)」「IT(情報技術)への対応」の6つの要素にて構成される「経営者が業務執行組織を統制する仕組み」と位置づけ、從来と同水準の内部統制体制を継続しています。

・当社では、業務執行及び内部統制に係る各種主要委員会を設置し、益々増大・多様化する広範なリスク・業態に対応しています。各種主要委員会の詳細及び2016年3月期の取り組みについては下記ご参照ください。

-「内部統制委員会」

経営会議の下部組織として、社長を委員長とし、内部統制の基本方針を策定し、一元的な管理体制の整備やその有効性の維持・向上を図ります。2016年3月期は合計2回開催しました。下部組織であるコンプライアンス委員会、開示委員会、J-SOX委員会それぞれの内容の報告を行いました。

-「コンプライアンス委員会」

内部統制委員会の下部組織(社外弁護士がオブザーバーとして参加)として、当社コンプライアンス体制の整備及びその有効性の維持・向上を図ります。2016年3月期は2016年3月に開催し、役職員のコンプライアンス意識及び知識向上のため、コンプライアンスハンドブックの全面改訂と全役職員への配布、各種e-learning及びコンプライアンス研修等を実施しました。2015年11月には身近なコンプライアンスを見直す機会として、コンプライアンス見直し週間を実施し、セミナー、意見・情報交換等を行いました。また、国内外勤務の全役職員及び関係会社社員を対象としたコンプライアンス意識調査アンケートを実施して当社グループでのコンプライアンス意識浸透状況を把握しました。関係会社におけるコンプライアンス・プログラム整備・運営について、重要関係会社を個別訪問するなど、関係会社のコンプライアンス担当者向けの支援を行い、連結グループとしての体制整備にあたりました。

-「開示委員会」

内部統制委員会の下部組織として、当社における法定開示・適時開示に関する原則・基本方針の策定や社内体制の整備、また開示情報の重要性・妥当性の判定・判断を行います。2016年3月期は合計3回開催し、各種開示資料の開示方針を策定したほか、記載内容の妥当性の評価を行いました。

-「J-SOX委員会」

内部統制委員会の下部組織として、当社における内外連結ベースでの財務報告の信頼性を確保する為の体制の整備、及びその有効性の維持・向上を図ります。尚、2012年3月期に、当社のSEC登録廃止に伴い404条委員会からJ-SOX委員会に名称変更しました。2016年3月期は合計2回開催しました。金融商品取引法24条の4の4及び同法193条の2第2項への当社取り組み方針の策定、2016年3月期の財務報告に係る内部統制の状況の把握並びに有効性の維持・向上に向けた全社的対応等の検討を行いました。

-「ポートフォリオ管理委員会」

経営会議の諮問機関として、ポートフォリオ戦略・投融資計画の策定、ポートフォリオのモニタリング、重要案件の個別審査にあたります。2016年3月期は合計33回開催しました。当社攻め筋や事業ポートフォリオ戦略、投融資・リサイクル計画、及び個別大型投資案件の審査結果の経営会議への答申、並びにキャッシュ・フロー、リスクアセット等の重要指標についての把握・分析を行いました。

-「情報戦略委員会」

経営会議の諮問機関として、全社情報戦略・IT戦略の策定、経営基盤構築や情報戦略推進体制に関する重要方針の策定とモニタリング等にあたります。2016年3月期は合計8回開催しました。当社グループ全体での次世代経営基盤構築やITガバナンス並びにITポートフォリオ関連諸施策、IT投資管理手法、情報セキュリティや情報技術への取組み、業務プロセス改善、及びIT人材育成や社員意識改革等に関する方針決定を行いました。

-「CSR推進委員会」

経営会議の下部組織として、経営層に対する「企業の社会的責任」(CSR)に関する提言、また、CSR経営の全社的浸透や社内体制の構築、さらには对外発信の要としての機能を担います。2016年3月期は合計3回開催し、CSR推進活動、社会社会貢献活動、三井物産環境基金運用等の進捗報告や、取組方針の策定に加え、当社のCSR重要課題(マテリアリティ)の特定並びに同特定プロセスの確認を行いました。

-「電力・エネルギー総合戦略委員会」

経営会議の諮問機関として、電力・エネルギー分野の外部環境分析、当社取組状況の俯瞰と検証、注力分野等の見極めと必要施策の具申を行います。2016年3月期は合計4回開催しました。政府系機関等のデータを基に中長期的な環境、電力、エネルギー分野の外部環境を分析の上、当社攻め筋の見極めと必要施策の検討・討議等を行いました。

-「イノベーション推進委員会」

経営会議の下部組織として、次世代に向けたビジネス創造に係わる当社経営方針及び経営活動に関する経営層への提言並びに営業本部・地域本部の事業活動に対する支援機能を担います。2016年3月期は合計9回開催しました。次世代ビジネス創造のみならず、ビジネスモデル変革等も含めたイノベーションへの取り組みを推進するとともに、全社的に取り上げるべき重点分野の情報収集と社内共有、社内タスクフォースや啓蒙活動の実施及び個別案件の検討・審議を行いました。

-「ダイバーシティ推進委員会」

経営会議の諮問機関として、当社ダイバーシティ推進の基本方針・基本計画の立案、重点課題の策定と推進を行います。2016年3月期は2015年6月に開催し、「多様な人材の総戦力による企業競争力の向上」というダイバーシティ経営の実現に向け、個別課題の状況を分析、働き方の改革の推進など、課題解決に向けた具体的な施策や対応方針についての決定を行いました。

-「危機対策本部」

危機対応のための臨時・非常設の社長直轄組織として、危機対応に関する全ての事項について、通常の社内決定機関に代わって必要な意思決定を行います。本部長には社長があたります。

3. 監査報酬の内容等

(a)監査公認会計士等に対する報酬の内容

当社の監査公認会計士等は有限責任監査法人トーマツです。

下記は、2016年3月期に関する当社及び連結子会社の有限責任監査法人トーマツに対する報酬額を示しています。

監査証明業務に基づく報酬：(当社)713百万円 (連結子会社)733百万円 (計)1,446百万円

非監査業務に基づく報酬：(当社)13百万円 (連結子会社)3百万円 (計)16百万円

(注)監査証明業務に基づく報酬は、会社法に基づく監査、金融商品取引法に基づく監査、及び英文連結財務諸表監査の報酬額です。これには、監査証明業務の一環として実施される業務、監査証明業務と直接的関連性を有する業務、及び法規制により監査人が実施することを要請される業務であり、かつ監査人のみが合理的に提供可能である業務に対する報酬額を含めています。

(b)その他重要な報酬の内容

当社及び連結子会社は、有限責任監査法人トーマツと同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsuのメンバーフームに対して、監査証明業務及び非監査業務を委託しています。

下記は、2016年3月期に関する当社及び連結子会社のDeloitte Touche Tohmatsuのメンバーフーム(有限責任監査法人トーマツを除く)に対する報酬額を示しています。

監査証明業務に基づく報酬：(当社)3百万円 (連結子会社)2,240百万円 (計)2,245百万円

非監査業務に基づく報酬：(当社)78百万円 (連結子会社)533百万円 (計)611百万円

(c)監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

当社が有限責任監査法人トーマツに対して報酬を支払っている非監査業務の内容としては、監査関連業務及び税務業務があります。監査関連業務は、監査証明業務と間接的関連性を有する業務であり、監査と直接関連のない会計関連の相談業務、買収対象企業の財務調査、監査との同時提供が容認される範囲内の内部統制整備に関する補助業務等が含まれます。

税務業務には、税務申告書作成補助業務や税法の解釈や適用に関する相談業務等が含まれています。

(d)監査報酬の決定方針

監査報酬の決定に当たっては、過去の実績や監査業務に伴う業務量等を勘案しています。また、監査業務に関する報酬決定に際しては監査役会の同意を得ています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

・現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用する理由については、「I.1.基本的な考え方」、及び「II.2.1.コーポレート・ガバナンス体制」を参照願います。

・社外取締役の当社における役割や機能については、「II.1.その他独立役員に関する事項」に記載のある社外取締役の選任基準を参照願います。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会の招集通知を開催日の3週間前を目途に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、定時株主総会の開催日を集中日の回避を第一に設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、株主の皆様に議決権行使をより積極的に進めていただくため、株主総会招集通知や議決権行使のIT化を2004年6月の株主総会より開始しました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを、2006年6月の株主総会から利用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(事業報告を含む)の英訳版を作成し、当社ウェブサイトに掲載しています。
その他	招集通知(事業報告を含む)は、英訳を含め、開催日の4週間以上前に当社ウェブサイト及びT DNetによる開示を通じて各上場証券取引所及び議決権電子行使プラットフォームに掲載しています。更には、株主総会後速やかに当社ウェブサイトにて一定期間、株主総会における経営陣の説明場面等のビデオを一般配信しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	2005年より「投資家に対する開示の基本原則」を和英にて作成し、ウェブサイトに掲載しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	例年5回程度、個人投資家向け説明会を開催し、説明会資料を当社ウェブサイトに掲載しています。2010年3月期より社長、CFO、経理部長またはIR部長を説明者とする説明会を開催しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	セルサイド・アナリスト及び機関投資家向け定期説明会を、四半期決算毎に開催し、社長或いはCFOが説明者となります。説明会資料は英訳版も含めて、同日に当社ウェブサイトに掲載しています。また、説明会における質疑応答もウェブサイトに掲載しています。このほか、例年2回程度、セルサイド・アナリスト及び機関投資家向けに営業本部の事業説明会を実施し、説明会資料と質疑応答をウェブサイトに掲載しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	例年5回程度、欧州、米州、アジアの海外機関投資家を訪問し、個別面談を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	以下のIR資料は、当社ウェブサイト(http://www.mitsui.com/jp/ja/ir/index.html)に掲載しています。 決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、または四半期報告書、アニュアルレポート、会社説明会資料、コーポレート・ガバナンスの状況、株主総会の招集通知、株主通信など株主向け情報を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する専任部署として、CFOの下にIR部を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「三井物産コーポレート・ガバナンス及び内部統制原則」において、当社の経営目的は、当社の役職員全員が当社の経営理念の下に、株主、取引先、従業員、更には消費者、地域社会などのステークホルダー(利害関係者)の信頼と期待に応え、企業の社会的責任を重視した経営を積極的に推し進め、その結果、量と質の両面から持続的に企業価値を高めることにある、と規定しています。また、社員一人ひとりがCSRに対する意識をより高めていくことを目的に「CSR基

	本方針」、「社会貢献活動方針」、「環境方針」、「サプライチェーンCSR取組方針」などを策定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動及びCSR活動の詳細につきましては、CSRレポートをご参照願います。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーへの情報提供を含む双方の対話を重視し、説明責任を果たすことを「CSR基本方針」に定め、そのフィードバックに基づいて、継続的にCSR活動の向上を図っていきます。
その他	<p>【女性の活躍に向けた取り組みについて】 当社は、中期経営計画の基本方針である「競争力」「経営力」「開拓力」の強化に向け、2005年に設置した専任部署(現 人事総務部ダイバーシティ経営推進室)が中心となり、多様な人材の更なる活躍に向けた取り組みを推進しています。 とりわけ女性の活躍推進については喫緊の課題と捉えており、以下のとおり、女性がその能力を最大限に発揮できる環境づくりと人材育成・活躍推進に取り組んでいます。</p> <p>1.多様な人材の活躍を引き出す為の働き方改革・意識改革の推進 女性を含む多様な人材一人ひとりが働く時間や場所の制約を受けることなく、自身の能力を最大限に発揮し活躍することができるよう、「働き方改革」を進めています。具体的には、2017年3月期より年次有給休暇・介護休暇・看護休暇を1時間単位から取得可能にしたほか、就業時間外の在宅勤務等を可能にする「モバイルワーク」制度も導入しました。また、ダイバーシティ経営の重要性に関する管理職向け研修や女性担当職向けのキャリアビジョン研修を実施し、意識改革についても継続的に取り組んでいます。</p> <p>2.両立支援策の更なる充実 当社は両立支援策として、妊娠・出産に関する制度(妊娠休暇、出産休暇、出産付添休暇 等)、育児に関する制度(育児休業、看護休暇、時差出勤、短時間勤務、保育施設の利用枠確保)、介護に関する制度(介護休業、介護休暇、時差出勤、短時間勤務 等)、配偶者の転勤による退職者の再雇用制度などの制度を順次導入してきました。今後も海外勤務者両立支援策拡充等、女性の活躍の場を広げる更なる施策の検討をしていきます。</p> <p>3.「女性活躍推進法」への対応 当社は2016年4月より施行された「女性活躍推進法」に基づき、当社の行動計画を策定し、当社ウェブサイトに公表しています。(http://www.mitsui.com/jp/ja/csr/activity_report/governance/diversity/initiatives/pdf/jyoseik_atsuyaku_1603.pdf)</p> <p>また、女性の活躍に関する情報については、厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」に掲載していますので、ご参照ください。 (http://www.positive-ryouritsu.jp/positivedb/detail?id=866)</p> <p>なお、2016年7月1日現在の当社(単体)における女性社員に関する主なデータは以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016年4月1日入社の担当職における女性比率:25.0% ・全社員における女性社員比率:27.8% ・全役員(取締役及び監査役)における女性役員比率:15.8% ・全担当職における女性担当職比率:10.3% ・全女性担当職における海外駐在員比率及び実数(含む研修員・就業生):10.0%(49名) ・全管理職における女性管理職比率:4.8% <p>女性管理職は、ダイバーシティ・マネジメントの積極推進を通じ、2015年中に2014年6月時点(67名)のほぼ倍増という目標を達成、さらに2020年頃までに2014年6月時点の3倍以上とすることを目標として掲げています。こうした取組みが評価され、2015年3月及び2016年3月に経済産業省と東京証券取引所から女性活躍推進に積極的な企業として、「なでしこ銘柄」に選定されました。また、当社は、2016年9月30日付けで、厚生労働大臣から「えるばし」の認定を受けました。この制度は、「女性活躍推進法」に基づいて届出を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する取組の実施状況などが優良な企業が認定されるもので、当社は3段階中2段階目の認定を取得しました。 (http://www.mitsui.com/jp/ja/csr/activity_report/governance/diversity/initiatives/index.html)</p> <p>【国連グローバル・コンパクト遵守状況】 当社は、2004年10月に「国連グローバル・コンパクト」の支持を宣言しており、定期的に同原則の遵守状況を調査し、不十分な点を発見・改善することで、より誠実で透明度の高い事業活動を促進しています。</p>

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制に対する考え方と関連組織は、「II 2.2. 業務執行・内部統制体制」もご参照願います。

当社は、内部統制プロセスの構築にあたり、企業会計審議会が示している内部統制の基本的枠組みに則り、「業務の有効性と効率性の向上」、「会計基準への準拠、及び財務報告の信頼性の確保」、「法令、法令に準ずる規範、並びに経営理念及びこれを反映した各種行動規範を含む社内ルールの遵守」、「会社資産の保全」の達成を目的として、以下の制度を導入しています。

(a) リスク管理体制

多様な事業を行う総合商社として、事業の履行に伴う損失の危険（「リスク」）は、各営業本部及び海外地域本部長等が委譲された権限の範囲内で管理します。当社の事業運営に伴うリスクには、信用リスク、市場リスク、関係会社の事業運営リスク、カントリーリスクなどの定量的リスクと、コンプライアンス・リスクやオペレーション・リスクのような定性的リスクがあります。各事業単位においては、定量的リスクへの対処として、ポジション限度や損切り限度の事前設定、専門部署によるポジションのモニタリングなどが、定性的リスクへの対処として、関連社内規則の遵守が義務付けられます。各営業本部及び海外拠点の長に委譲された権限を超えるリスクを負担する場合は、「稟議制度」により重要度に応じ、経営会議の決定、または、関係代表取締役若しくは関係役付執行役員の決裁を得ることを要します。

更に、「II 2.1. コーポレート・ガバナンス体制」に記載の通り、執行役員及びコーポレートスタッフ部門の部長から構成される業務執行・内部統制体制に係る委員会として、ポートフォリオ管理委員会、内部統制委員会、CSR推進委員会、危機対策本部などの組織が全社レベルでのリスク管理体制の設計・整備や重要なリスクへの対処にあたります。コーポレートスタッフ部門各部は、担当する分野のリスクについて、全社ポジションの監視、所定の権限の範囲内でのコントロール、及び担当取締役及び執行役員の補佐にあたります。

(b) 財務報告に係る内部統制

当社はSEC登録の廃止に伴い、2012年3月期以降は金融商品取引法に基づく内部統制報告制度へ準拠した対応を行っています。同対応について、当社は、全社的な統制に加え、会計・決算、IT、及び業務プロセスに係る内部統制の有効性につき評価対象部署による自己評価及び独立部署によるテスティングを実施してきました。これらを総合的に評価した結果、当社経営者は、2016年3月期の当社の財務報告に係る内部統制は有効であることを確認しました。

(c) 情報システムの構築運営、情報セキュリティに関する内部統制

当社のグローバル・グループ情報戦略に係る重要方針に関しては、「情報戦略委員会規程」に基づいて設置された情報戦略委員会の審議を経て経営方針に沿い策定されています。

また、同委員会を中心とした体制のもと、情報システムの構築運営や情報セキュリティ面で必要となる以下の各規程の整備を通じて、情報漏えいリスク等の想定される各種リスクの管理を含む内部統制体制の強化を進めています。

「情報システム規程」：情報資産の調達・導入からその運用方法を規定。

「ITセキュリティ規程」：ITセキュリティ面でのシステム主管部の行動原則を規定。

「情報管理規程」：情報リスク管理体制、情報管理に関する基本事項を規定。

「個人情報保護規程」：事業遂行上必要となる個人情報の取扱に関する規程。（国内のみが対象）

「サイバーセキュリティ対策に関する規程」：サイバー攻撃等への予防及び事件発生時の緊急対策に関する規程。

(d) コンプライアンス体制

チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会（「II 2.1. コーポレート・ガバナンス体制」を参照願います）を設けているほか、部や室におけるライン職制によるコンプライアンス管理に加えて、国内外の各本部及び支社支店等にコンプライアンス統括責任者を設置しています。

当社は「三井物産役職員行動規範」を定め、また子会社においても同等の行動規範を定め、その継続的な点検により遵守状況の改善に努めています。「三井物産役職員行動規範」は当社ウェブサイトを参照願います。

当社は、内部通報窓口を社外弁護士及び第三者機関へのものも含め、全8ルート設置しています。公益通報者保護法に基づき、通報により個人が不利益を受けることがない旨明確化しています。また、国内関係会社においても、当社が指定している弁護士及び第三者機関をその関係会社の内部通報窓口として使えるようにし、匿名性を担保しつつ、より安心して利用できる報告・相談ルートを整備しています。海外拠点及び海外関係会社についても、現地の法令や特性を考慮しつつ報告・相談ルートを整備しています。また、当社は、内部通報を行った者に対し、当該内部通報を行ったこと自体を理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内において周知徹底しています。コンプライアンス違反に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対応しています。

(e) 特定事業管理制度

当社はDPF問題の発生を契機として、2005年4月に「特定事業管理制度」を制定しました。「環境関連事業」「メディカル・ヘルスケア・バイオ倫理関連事業」「補助金受給案件」及び「公共性の高い事業」の4事業領域を対象として社内審査を強化し、必要に応じてCSR推進委員会または社外専門家が委員として出席する環境・社会諮問委員会の答申を得、もしくはその他外部専門家の意見を聴取することとしています。また、環境や人権などの社会的リスクに知見のある専門家を常置し、これらに関連する新規・既存事業について必要に応じ助言を得ることとしています。

(f) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は2006年3月「三井物産コーポレート・ガバナンス及び内部統制原則」を定め、子会社に対しては法令その他に照らして合理的な限りこれに基づく内部統制を整備・運用せしめ、関連会社に対しては、他出資者と連携して、同様の内部統制を整備・運用するよう働きかけることとしています。財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、上述の財務報告に係る内部統制の取組みを参照願います。また、関連会社毎に当社役職員から関係会社主管者を置き、「関係会社主管者職務規程」に基づく管理にあたらしめています。また、関連会社への常勤監査役の差入にあたって、主要関連会社については主管営業部ではなく内部監査部から差入れるなど監査の独立性を強化しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方：

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、反社会的勢力及び反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引もしないことを方針としています。

(2) 整備状況：

上記の方針を、「三井物産役職員行動規範」に明記し、全役職員に周知徹底しています。

役職員行動規範及び当社コンプライアンス・プログラムについては、定期的に全社員を対象に研修を行っています。反社会的勢力排除に向け、会社全体として対応するため、契約書等への反社会的勢力排除条項の導入を促進するとともに、社内に対応部署を設け、普段より警察、弁護士などの外部専門機関と連携して対応する体制としています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 資本市場に対する開示に係る社内体制について

(1)当社は、内外連結ベースでの法定開示及び適時開示に関する原則・基本方針の策定及び社内体制の整備、また、緊急性の高いIR上の重要な案件の検討及び対策の策定の為、開示委員会を設置しています。開示委員会は業務執行に係る主要委員会の一つである内部統制委員会の下部組織であり、CFOを委員長とし、コーポレートスタッフ部門の関連各部部長により構成されます。また、開示委員会の事務局であるIR部は、コーポレートスタッフ部門及び各営業本部に設置されたIR担当者と連携して、開示委員会の指示を受けて各種開示物のドラフト作成、論点整理にあたります。

(2)当社は、投資家が適切な投資判断を形成するために必要な当社開示の要件と手続きの根幹を定めた「投資家に対する開示の基本原則」を当社ウェブサイトに掲載しています。

(3)当社は、投資家への開示に係る専門部署としてIR部を設置し、適時開示の事務を同部管掌として、投資家の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報等の把握・管理、並びに適時・適切な開示にあたらしめています。

2. 投資者の投資判断に重要な影響を与える事実について

(1)適時開示に係る情報は東京証券取引所への対応窓口であるIR部にて一元管理しています。IR部は、新規の重要な事実の開示にあたり、必要に応じて開示委員会を構成するコーポレートスタッフ部門各部と開示内容の検討を行った後、メディア対応を管掌する広報部と相談の上、開示内容を決定します。

(2)開示の方法・時期等に高度の経営判断を要する場合は、開示委員会による審議を経て、必要に応じ経営会議での承認を取り付けた上で、開示することとしています。

(3)IR部は、重要情報の適時開示に備えて各種裏議の進捗をモニターする他、社内各部署と日常の業務連絡にあたります。社内の各部署は、職制を通じて重要な事業の進展をIR部に伝達する義務があります。コーポレートと営業現場の目線合わせのため、毎四半期決算公表後、IR部は各営業本部と定期会合を行い、全社や個別の開示情報に対する市場の反応や今後の重要な開示項目について情報交換しています。

3. 決算情報について

毎四半期の公表は、経営会議の承認を経て行っています。

(1)開示内容のうち財務情報は経理部、非財務情報全般はIR部が一元管理の上、最終的に決算短信他の对外開示はIR部が管掌しています。

(2)決算公表に先立ち、CFOと開示委員会の委員からなる検討会議を開催し、短信その他の開示物と重要な開示事項の確認を行っています。

